

都市再生整備計画(第8回変更)

こくらしん
小倉都心地区(第4期)

ふくおか きたきゅうしゅう
福岡県 北九州市

令和5年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業	□
まちなかウォークブル推進事業	□

目標及び計画期間

都道府県名	福岡県	市町村名	北九州市	地区名	小倉都心地区(第4期)	面積	371 ha
計画期間	令和 1 年度 ~ 令和 5 年度	交付期間	令和 1 年度 ~ 令和 5 年度				

目標

大目標:北九州200万人都市圏の中核に相応しい高次な都市機能の集積等による魅力的な拠点の形成と、世界の環境首都として誇れる質の高い都市環境の形成
 目標1:北九州200万人都市圏の中核に相応しい、多様な人々が交流し賑わう、小倉の個性・強みを活かした、魅力的な拠点の形成
 目標2:世界の環境首都として誇れる、多くの人が集まり、安全安心に、快適で便利な豊かな暮らしを実現できる都市環境の形成
 目標3:公民が連携した取組の推進と遊休不動産や公共空間等の有効活用による、新たなまちの活力の創出

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。
 既存の拠点機能や、交通利便性を生かしつつ、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造を目指す
 ○集約型の都市構造の形成
 ○階層構造の拠点の形成
 ○交通網ストックを生かした交通軸の形成

まちづくりの経緯及び現況

【経緯】
 ○江戸時代に形成された城下町を基に、明治期以降の鉄道網の発達に伴う商業・業務等の集積により、広域的な拠点機能を有する都心として発展。小倉城下の無病息災と城下町繁栄を願って始まったとされる小倉祇園太鼓は約400年の伝統を誇る。
 ○都市構造は、旧5市の対等合併を背景とした多核都市構造であり、当初は均衡に配慮したまちづくりを目指すも、昭和55年の約107万人をピークに人口減少に転じたことから、集中型都市づくり、街なかを重視したまちづくりへと方針を転換した。
 ○紫川周辺は、紫川マイタウンマイリバー整備事業により、親水空間の整備や沿岸の再開発等が進められ、大型商業施設等が立地する都心部の河畔一帯は、賑わいある親水アメニティ空間へと変貌を遂げた。
 ○平成20年7月には「北九州市中心市街地活性化基本計画(小倉地区)」の認定を受け、小倉都心地区の賑わい、魅力、活力の向上のため、行政と民間事業者が一体となったまちづくりが進められてきた。
 ○平成28年9月に「北九州市立地適正化計画」を策定し、平成15年11月に策定した「北九州市都市計画マスタープラン」を平成30年3月に改定した。
 ○平成20年12月に策定した「北九州市環境首都総合交通戦略」を、平成28年8月に地域公共交通網形成計画として改訂した。
 ○平成28年4月に国家戦略特区に指定され、道路占用事業を活用した賑わいづくりのためのイベントを開始した。
 ○平成20年7月に環境モデル都市、平成23年12月に環境未来都市、平成30年6月にSDGs未来都市に選定された。
 ○小倉都心地区では、これまで3期にわたり都市再生整備計画に基づき事業を実施してきた。
【現況】
 ○小倉都心地区は北九州200万人都市圏の中核として、商業、業務、公共機能等多くの高次都市機能が集積しており、周辺市町村域を含む広域エリアに対し、様々な高次の都市サービスを提供している。
 ○JR小倉駅は、新幹線・鹿児島本線・日豊本線に加え、北九州モレールとも接続する広域交通結節点である。路線バス網も小倉駅を起点に市内をはじめ広域にネットワークを形成している。新幹線口ではフェリーや離島連絡船とも結節する。
 ○道路網は、国道3号・国道199号によって門司・八幡・戸畑方面と東西に、国道10号・国道322号によって小倉南区と南北に繋がっている。また、都市高速道路も都心部と市内各地を結んでおり、九州自動車道とは門司・小倉東・八幡の各インターチェンジで接続している。H28年に東九州自動車道の全線開通したことで、大分・宮崎方面へのアクセス拠点としての役割が向上した。
 ○小倉駅周辺は、南北の駅前広場、ペDESTリアンデッキに代表される高質な歩行空間の整備等により、安全で安心で快適に歩ける歩行空間が形成されている。
 ○小倉駅新幹線口側には、国際会議場・展示場・大型ホテル等のMICE機能が集積している。また、北九州スタジアムのオープンにより、新たな賑わい創出の拠点となっている。
 ○小倉駅の小倉城口は、旧城下町の街割りを基に、東部ではビジネス街・歓楽街が、西部では商店街が形成されている。都心部の商業拠点の1つである旦過市場は、外国人観光客等が訪れる観光スポットにもなっている。また、勝山公園及びその周辺は、紫川河畔の親水アメニティ空間、小倉城等の観光施設や中央図書館や松本清張記念館等の文化施設の集積により、都心の憩いの場となるとともに、歴史・文化に触れられる拠点となっている。
 ○小倉都心部の南側周辺等では、利便性の高さを背景として、高層住宅地が形成されている。
 ○24時間供用可能な北九州空港への国際定期便就航や大型クルーズ船寄港数の増加により、外国人観光客が増加している。しかしながら、本市を訪れる国内外の観光客は、日帰り観光客が高い割合を占めている。
 ○商店街等においては、リノベーションによるまちづくりが進められるとともに、地区内2ヶ所で国家戦略特区・道路占用事業によるイベントが開催されるなど、公民が連携してまちづくりを進めていく体制が構築されつつある。また、歓楽街では暴力団排除に向け、繁華街創生プロジェクトとして警察・地域・市が連携した取組を推進している。

課題

○引き続き北九州200万人都市圏の中核を担うため、高次の都市サービス機能を維持するとともに、地域の特性を活かしながら、拠点としての魅力をさらに磨いていくことが必要。
 ○国際化時代の交流拠点として、MICEやスポーツ等を通じた、ヒト・モノ・情報が活発に交流する、賑わいのあるまちづくりが必要。
 ○増加する外国人をはじめとした観光客の受け入れ体制の強化と、滞在時間を延長するような取組を展開していくことが必要。
 ○様々な交通モードにより、都心部へ円滑にアクセスできる環境のさらなる向上を図ることが必要。
 ○都市で享受できる高い利便性を維持・向上させ、安全・安心に、便利で快適に暮らせるまちづくりを進めていくことが必要。
 ○世界の環境首都にふさわしい、緑豊かな景観や快適な都市環境を先導的に創出することが必要。
 ○遊休不動産や公共空間を有効に活用することで、まちの賑わいや活力のさらなる向上につなげていくことが必要。
 ○全国に先んじて進む高齢化・人口減少、限られた労働力・財源を踏まえ、まちづくりの主役である市民・地域団体・企業等が役割を分担し協働して、都市の課題に効率的に取り組むことが必要。

将来ビジョン(中長期)

○「元氣発進!北九州」プラン(H20年12月策定・H25年12月改定)
 ・街なかへの居住を中長期的に促進しながら、拠点地区の都市機能の強化を図ることにより、暮らしやすく、にぎわいのあるまちを創出すると同時に、低炭素社会の実現に向け環境にも配慮した本市独自の都市づくりを進める。
 ・北九州都市圏の中核としてふさわしい高次な都市機能を充実させるとともに、小倉駅周辺の南北連携を強化し、魅力的で風格のある都市景観の形成を進める。また、安全で環境に優しい道路環境を形成し、歩いて楽しいまちをつくる。
 ・水辺と緑を活かした潤いのあるまちづくりを進めるとともに、四季折々の多彩なイベントを通じたにぎわいの創出と、再開発などによる「街なか」居住を促進する。
 ・地域が主体的にまちづくりの活動に関わることができるよう、コミュニティの機能を高める取組を積極的に支援する。また、市民、警察、行政が一体となって、防犯対策や暴力追放に向けた取組を継続し、明るく住みよいまちの実現を目指す。
 ・県指定無形民族文化財「小倉祇園太鼓」などの伝統文化の保存・継承を図るとともに、これらの歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進める。
 ○北九州市都市計画マスタープラン(H15年11月策定・H30年3月改定)
 ・北九州都市圏の中核及び国際化に対応する拠点として、高次な都市機能と質の高い都市環境の形成を図る。
 ・都心にふさわしい、賑わいと活力があるまち、街なかに多くの人が住み、安心して快適に暮らせるまち、歴史・文化、ウォーターフロントを活かした訪れたいまち、本市の顔となる環境に優しいまちをつくる。

都市構造再編集集中支援事業の計画 ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

都市機能配置の考え方
 ○本市では、生活利便施設などが集積した地域が複数存在しており、その中でも、市内外も含めた広域を対象とするような都市機能が集積している地域（小倉都心・黒崎副都心）や、区役所等の行政区レベルを対象としているような都市機能が集積している地域拠点（折尾地区など）がある。
 ○これらの拠点においては、今後とも本市の都市全体のさらなる魅力の向上や活力の維持に向けて、高次の都市機能を維持・集積させ、「街なか」における地域色豊かな各拠点間の相互補完機能を高め、連携していく必要がある。
 ○このため、都心・副都心、地域拠点、既に地域に密着した生活サービスを提供している生活拠点といった階層構造の拠点形成を図ることとし、都心・副都心、地域拠点では今後さらに魅力を備えていくための施策・事業の展開を、生活拠点では生活利便施設等の維持を図っていく。

- ・都心 : 北九州都市圏の中心核であり、周辺の市町村も含めた都市圏や国内外をも対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域
- ・副都心 : 北九州都市圏の西部の中核として、周辺の市町村も含めた都市圏を対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域
- ・地域拠点 : 主要な鉄軌道駅周辺等において、行政区レベルを対象とした都市機能と人口が集積する地区であり、今後とも、日常生活を支える高次な都市機能の集積・維持・向上を図っていく地域

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方 ※誘導施設を整備する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。
【200万人規模の北九州都市圏の中核として、国際的・広域的な交流拠点にふさわしい、様々な、高次都市機能が集約された躍動的で魅力豊かなまちづくり】
 ・200万人規模の北九州都市圏の中核
 ・にぎわい・活力を創出し、北九州市並びに北九州都市圏の発展を牽引
 ・MICE等による国内外をも対象とした拠点

【維持または誘導すべき高次都市機能(期待される役割)】
 ・業務 : 本市内に本社機能を置く企業の本店、全国展開がなされる企業の支店が多く立地しオフィス街を形成
 ・商業 : 小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
 ・医療 : 高次の医療が受けられる医療施設(病床数200床以上)
 ・教育・文化 : 大学・短大等(学生数500人以上)、市外や国外からの利用も想定される会議施設、文化施設など
 ・観光 : 市外からの入込が多い観光施設など
 ・行政 : 庁舎、区役所、基幹図書館、再配置計画に基づき集約する公共施設
 ・交通機能 : 3つ以上の公共交通モード(交通事業者で判断。例として、鉄道、バス、モノレールなど)での交通結節

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等
都市再生土地区画整理事業や都市・地域交通戦略事業の特例を受ける場合は当該事業の概要、位置づけを記載。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値		
					基準年度	目標年度	目標年度
商店街エリアを中心とした歩行者通行量	人/日	小倉都心部の主要地点における歩行者通行量	(目標1) 交流人口増加、賑わい創出、拠点の魅力向上等を把握 (目標2) 安全安心で豊かな暮らせる都市環境の向上等を把握 (目標3) 新たなまちの活力創出等を把握	153,500	159,400	平成29年度	令和5年度
小倉都心部における観光客数	万人/年	小倉都心部における観光客数	(目標1) 交流人口増加、賑わい創出、拠点の魅力向上等を把握 (目標3) 新たなまちの活力創出等を把握	583.3	601.3	平成29年度	令和5年度
小倉都心部の人口	人	小倉都心部における人口	(目標2) 安全安心で豊かな暮らせる都市環境の向上等を把握 (目標3) 新たなまちの活力創出等を把握	34,392	37,392	平成29年度	令和5年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【北九州200万人都市圏の中核に相応しい、多様な人々が交流し賑わう、小倉の個性・強みを活かした、魅力的な拠点の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業・業務・公共・医療等の高次な都市機能の維持と利便性のさらなる向上 ○小倉駅周辺における再開発等に合わせた快適な歩行空間の整備や賑わいの創出 ○小倉城やスタジアムなど既存ストックの有効活用による新たな賑わい創出 ○小倉駅や砂津バスターミナル等の交通結節点となるターミナル機能強化など、公共交通の利便性向上による都心へアクセスしやすい環境の整備 ○歴史・文化をはじめとした地域の強み・特性を活かした、広域に発信できるイベントの実施 ○ナイトタイムエコノミーの創出 ○地域の特性を活かした魅力ある景観づくり ○インバウンドをはじめとする観光やMICEに着目した都市ブランディングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂津鍛冶町線 < 基幹事業：道路 > ・三萩野魚町線 < 基幹事業：道路 > ・魚町馬借1号線 < 基幹事業：地域生活基盤施設 > ・小倉駅周辺交通アクセス環境整備事業 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・夜間景観魅力向上事業 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・紫川親水広場整備事業 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・小倉駅公共トイレバリアフリー化整備事業 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・紫川110橋改修事業 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・魚町三丁目5番地区 < 基幹事業：優良建築物等整備事業 > ・商工貿易会館改修事業 < 提案事業：地域創造支援事業 > ・北九州国際展示場機能向上事業 < 提案事業：地域創造支援事業 > ・国際スポーツによる賑わい創出事業 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・公民連携まちづくり推進事業 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・小倉都心地区夜間景観魅力アップ事業 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・小倉駅南口東地区市街地再開発事業完成PR事業 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・小倉祇園400周年記念事業 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 >
<p>【世界の環境首都として誇れる、多くの人が集まり、安全安心に、快適で便利な豊かな暮らしを実現できる都市環境の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道・自転車専用道やペDESTリアンデッキなど、安全・安心で快適に歩いて暮らせる歩行空間のさらなる改良 ○小倉駅や砂津バスターミナル等の交通結節点となるターミナルの機能や、連結バス走行等による幹線バス路線の強化等、公共交通の利用促進に向けた、ストレスを感じない快適な環境整備 ○世界の環境首都の顔となる、低炭素で、緑豊かな、環境に優しいまちづくりの推進 ○安全安心な都市景観の形成 ○都心にほど近い都市型住宅の供給促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂津鍛冶町線：再掲 < 基幹事業：道路 > ・三萩野魚町線：再掲 < 基幹事業：道路 > ・魚町馬借1号線：再掲 < 基幹事業：地域生活基盤施設 > ・小倉駅周辺交通アクセス環境整備事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・夜間景観魅力向上事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・紫川親水広場整備事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・小倉駅公共トイレバリアフリー化整備事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・紫川110橋改修事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・商工貿易会館改修事業：再掲 < 提案事業：地域創造支援事業 > ・北九州国際展示場機能向上事業：再掲 < 提案事業：地域創造支援事業 > ・公民連携まちづくり推進事業：再掲 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・小倉都心地区夜間景観魅力アップ事業：再掲 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 >
<p>【公民が連携した取組の推進と遊休不動産や公共空間等の有効活用による、新たなまちの活力の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リノベーションによるまちづくりをはじめ、低未利用な遊休不動産の活用促進 ○国家戦略特区を活用した取組を含む、道路・公園・河川等の公共空間を有効活用した賑わいの創出 ○都市再生推進法人をはじめとした、まちづくりを担う新たなプレーヤーの育成支援 ○公民の活動の場となる拠点の整備と公民連携の取組促進 ○公民が連携した夜間景観の創出や環境に優しいまちづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・三萩野魚町線：再掲 < 基幹事業：道路 > ・夜間景観魅力向上事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・紫川親水広場整備事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・小倉駅公共トイレバリアフリー化整備事業：再掲 < 基幹事業：高質空間形成施設 > ・商工貿易会館改修事業：再掲 < 提案事業：地域創造支援事業 > ・北九州国際展示場機能向上事業：再掲 < 提案事業：地域創造支援事業 > ・国際スポーツによる賑わい創出事業：再掲 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・公民連携まちづくり推進事業：再掲 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・小倉都心地区夜間景観魅力アップ事業：再掲 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 > ・小倉祇園400周年記念事業：再掲 < 提案事業：まちづくり活動推進事業 >
<p>その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○シェアサイクルステーションの設置 	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等													
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度									
				制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14項第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)
1	●北九州市シェアサイクル事業 鉄道駅やモノレール駅などの交通結節点や集客施設周辺にシェアサイクルステーションを設置	R3~R7年度	北九州市	○									

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1 シェアサイクルステーション	<p>①小倉記念病院横【継続】 路線名:国道199号 歩道部(1箇所) (小倉北区浅野三丁目2番)</p> <p>②あるあるCity横【継続】 路線名:市道浅野31号線 歩道部(1箇所) (小倉北区浅野二丁目14番)</p> <p>③小倉駅前【継続】 路線名:県道小倉停車場線 歩道部(2箇所) (小倉北区京町二丁目7番)</p> <p>④セントシティ横【継続】 路線名:県道小倉停車場線 歩道部(1箇所) (小倉北区京町三丁目1番)</p> <p>⑤松本清張記念館横【継続】 路線名:県道長行田町線 歩道部(1箇所) (小倉北区内2番)</p> <p>⑥平和通り第一(西日本シティ銀行横)【継続】 路線名:市道魚町馬借1号線 歩道部(1箇所) (小倉北区魚町三丁目5番)</p> <p>⑦平和通り第二(十八銀行横)【継続】 路線名:市道魚町馬借1号線 歩道部(1箇所) (小倉北区堺町一丁目2番)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルステーション周辺にゴミ等がたまらないよう、エリアをこまめに清掃するなど、環境の維持に努める。 ・シェアサイクルステーション周辺で違法駐輪が発生しないよう注意喚起を徹底するとともに、定期的な巡回を行う。

道路占用許可特例対象施設

⑧医療センター横【継続】
 路線名：県道三萩野魚町線
 歩道部（1箇所）
 （小倉北区馬借二丁目1番）

⑨香春口【継続】
 路線名：市道江南町1号線
 歩道部（1箇所）
 （小倉北区江南町1番）

⑩三萩野【継続】
 路線名：県道三萩野魚町線
 歩道部（1箇所）
 （小倉北区香春口一丁目13番）

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

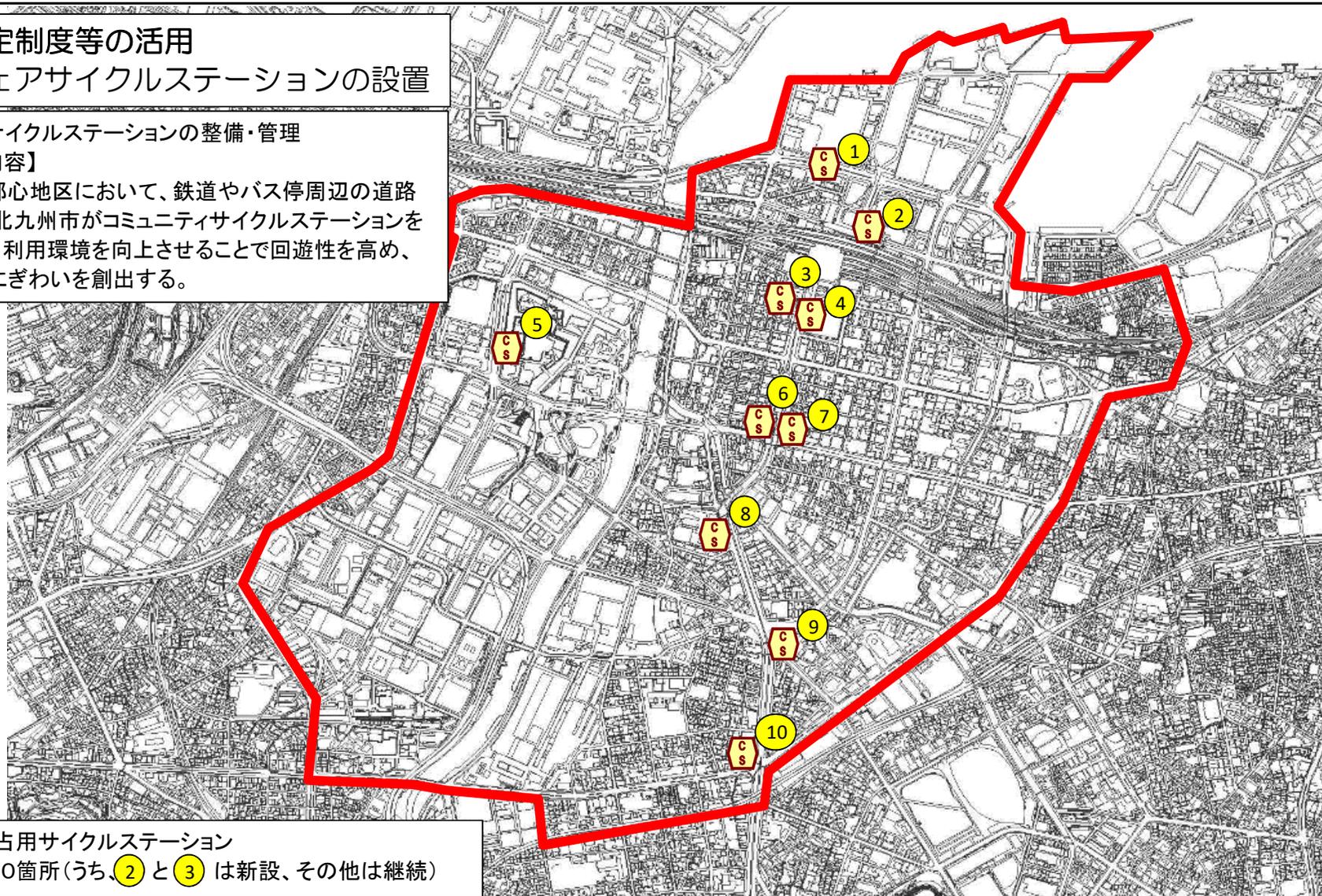
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

■協定制度等の活用
シェアサイクルステーションの設置

シェアサイクルステーションの整備・管理

【事業内容】

小倉都心地区において、鉄道やバス停周辺の道路空間に北九州市がコミュニティサイクルステーションを増設し、利用環境を向上させることで回遊性を高め、まちのにぎわいを創出する。



○道路占用サイクルステーション
CS 10箇所(うち、②と③は新設、その他は継続)

制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-①

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

①小倉記念病院横 【継続】

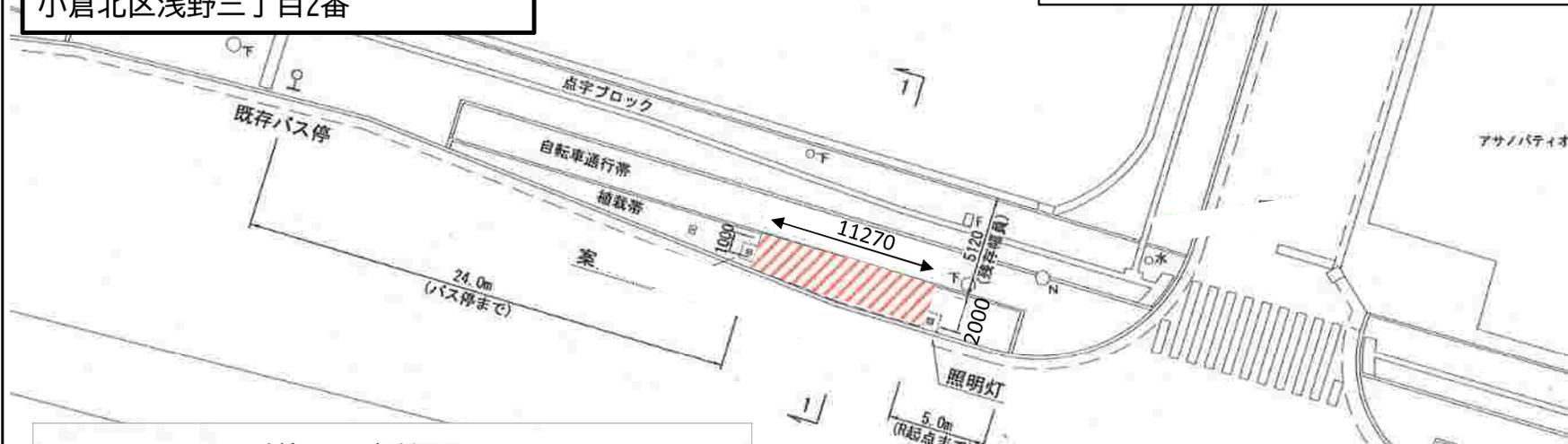
路線名: 国道199号 (歩道部1箇所)

小倉北区浅野三丁目2番

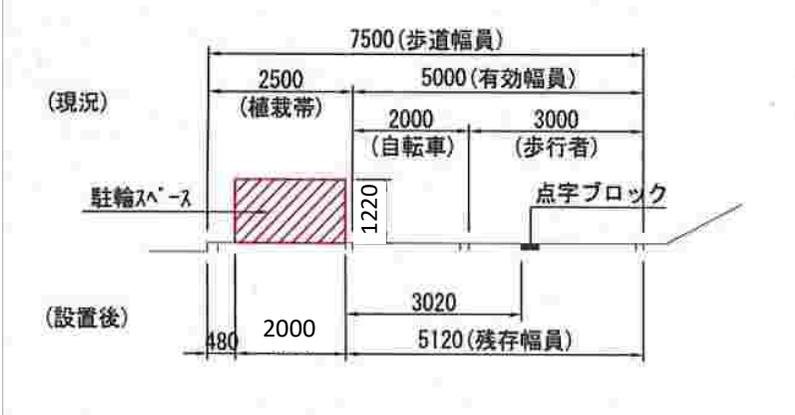
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.54㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



現在の状況

制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-②

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
②あるあるCity前 【継続】
路線名: 市道浅野31号線 (歩道部1箇所)
小倉北区浅野二丁目14番

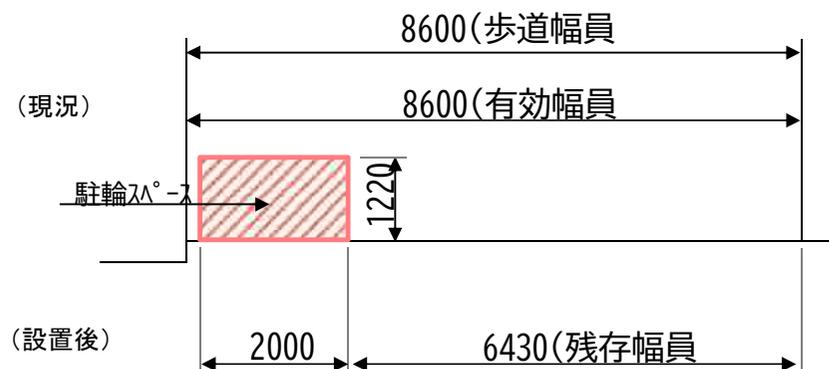
<凡例>

 道路占用許可の特例を活用している区域 (20.00㎡)



現在の状況

駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-③

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

③小倉駅前 【継続】

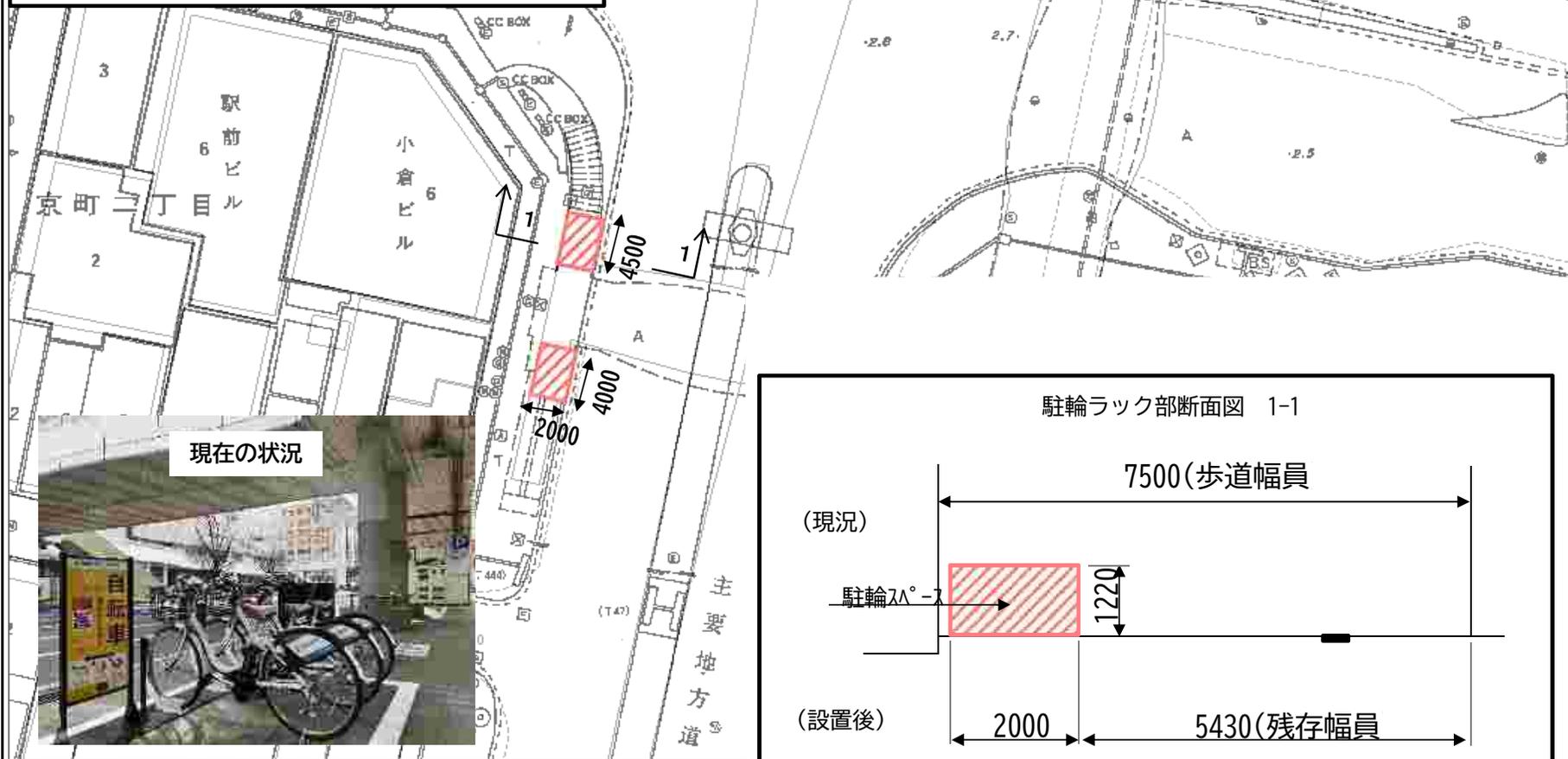
路線名: 県道小倉停車場線 (歩道部2箇所)

小倉北区京町二丁目7番

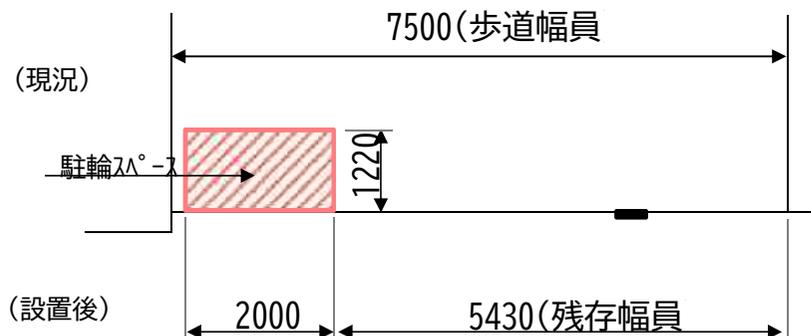
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (17.00㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-④

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

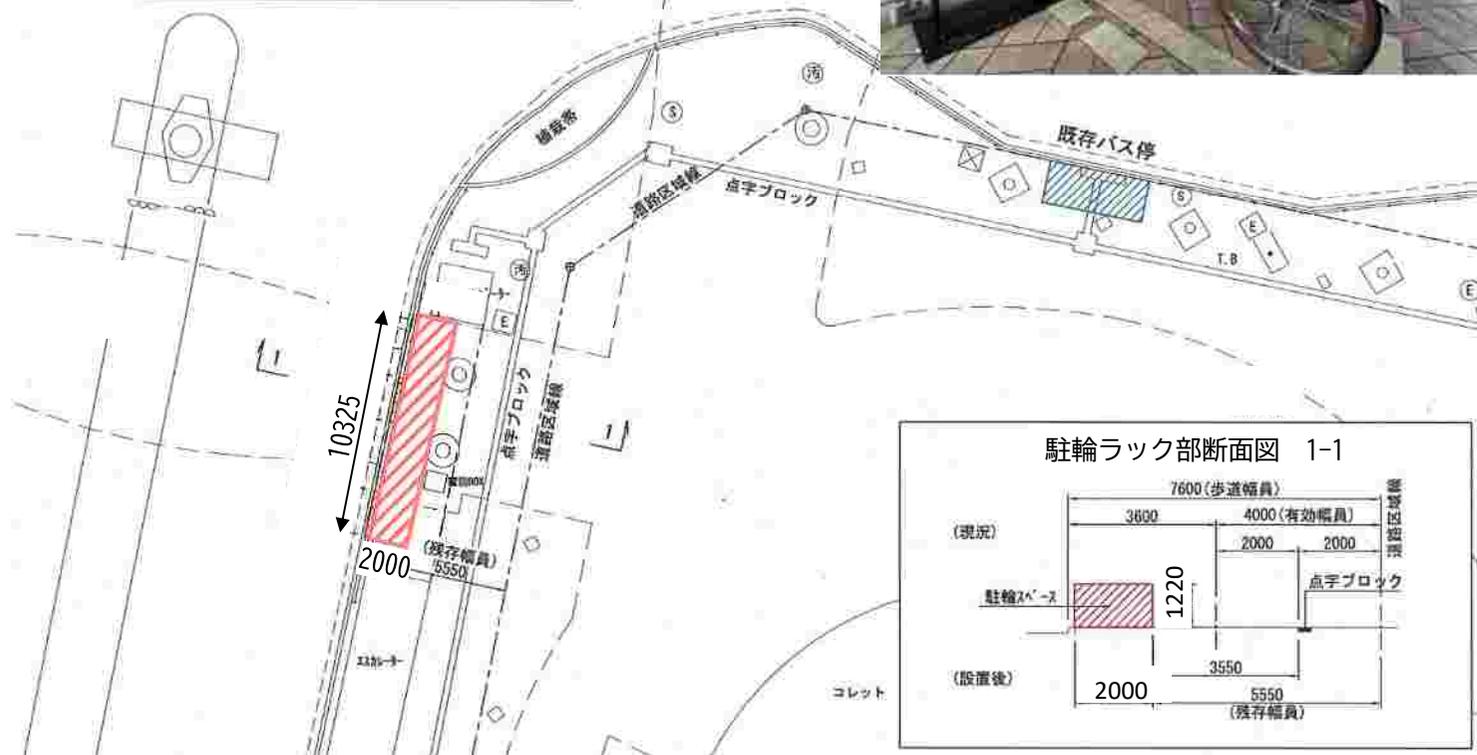
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
④セントシティ横 【継続】
路線名: 県道小倉停車場線 (歩道部1箇所)
小倉北区京町三丁目1番

<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (20.65m²)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑤

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑤松本清張記念館横 【継続】
路線名: 県道長行田町線 (歩道部1箇所)
小倉北区域内2番

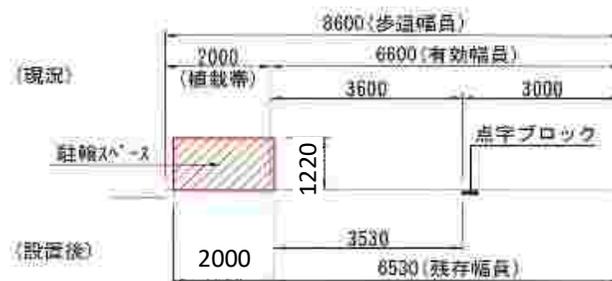
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.95㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑥

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑥平和通り第一(西日本シティ銀行横) 【継続】
路線名: 市道魚町馬借1号線(歩道部1箇所)
小倉北区魚町三丁目5番

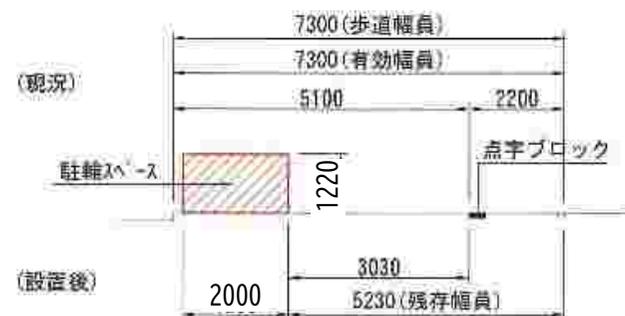
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.25㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑦

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

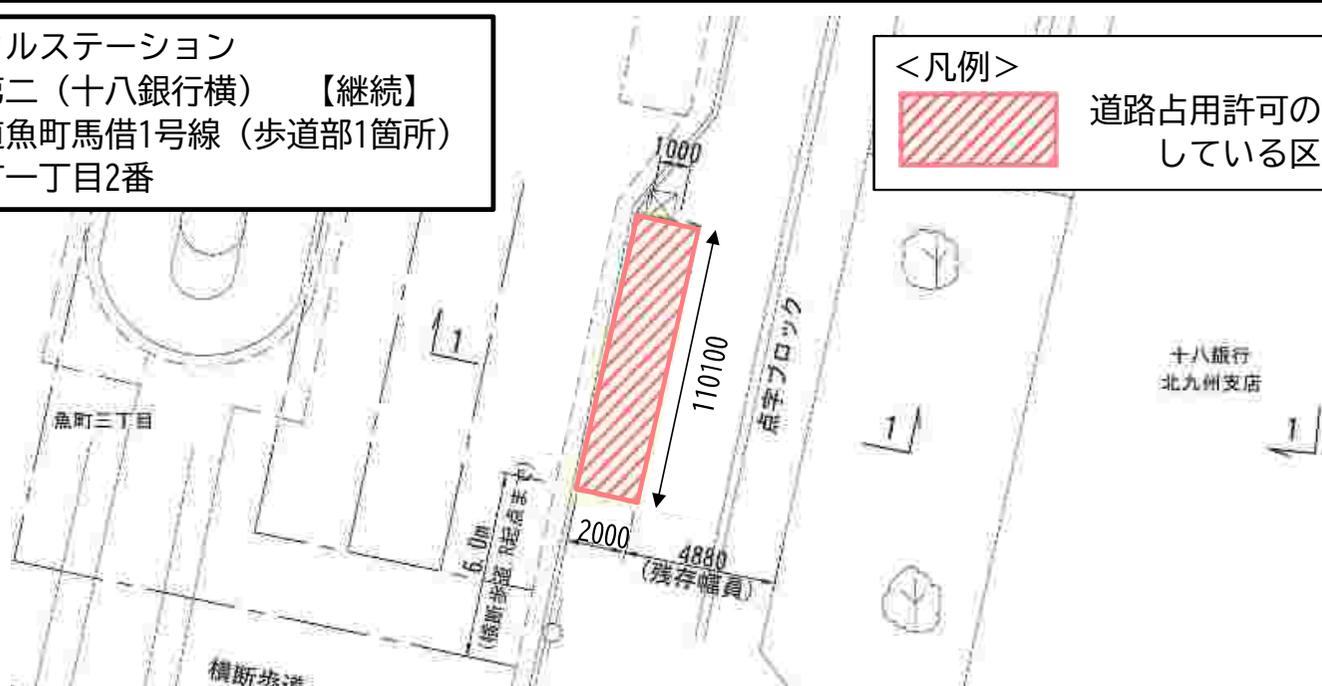
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑦平和通り第二(十八銀行横) 【継続】
路線名: 市道魚町馬借1号線(歩道部1箇所)
小倉北区堺町一丁目2番

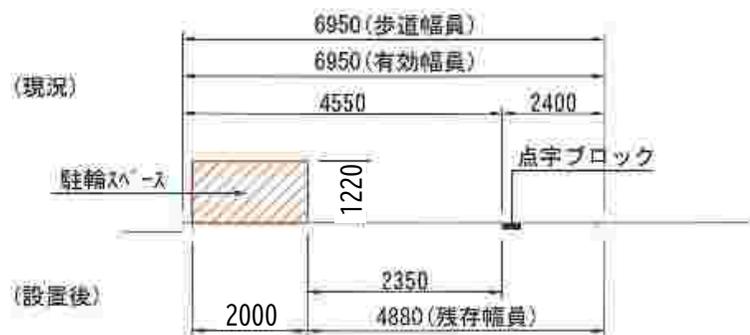
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.02㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑧

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

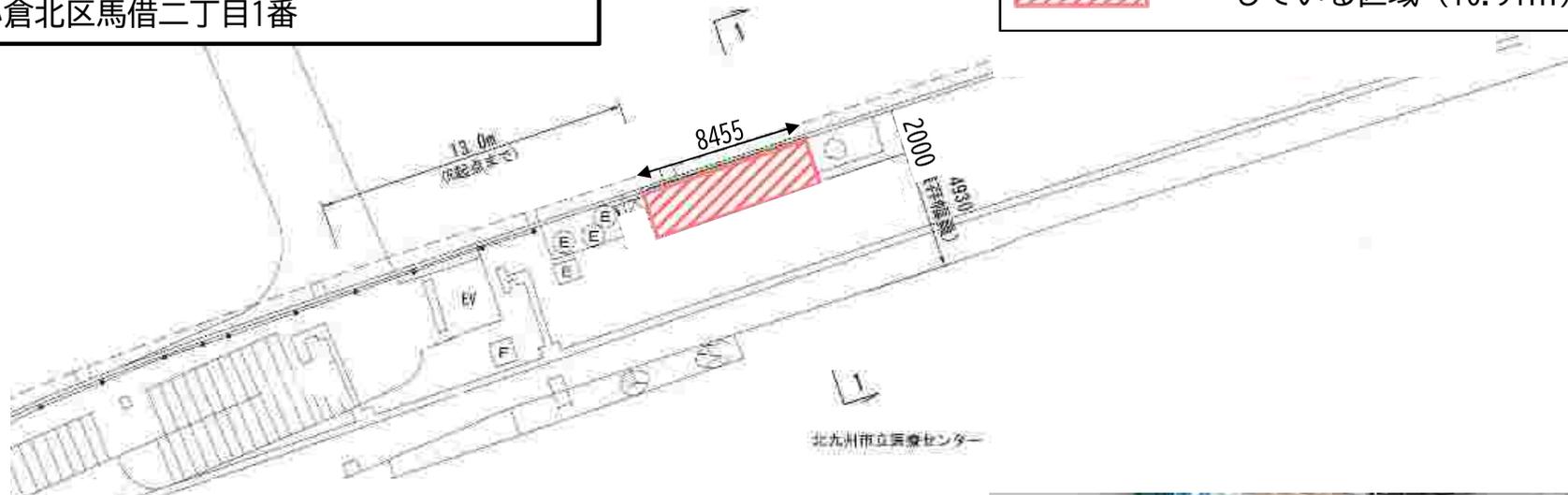
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑧医療センター横 【継続】
路線名: 県道三萩野魚町線 (歩道部1箇所)
小倉北区馬借二丁目1番

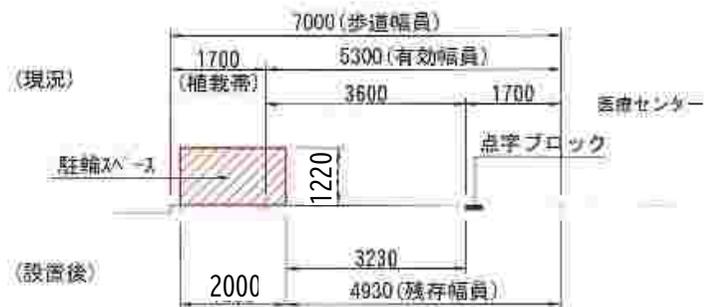
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (16.91㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑨

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

⑨香春口 【継続】

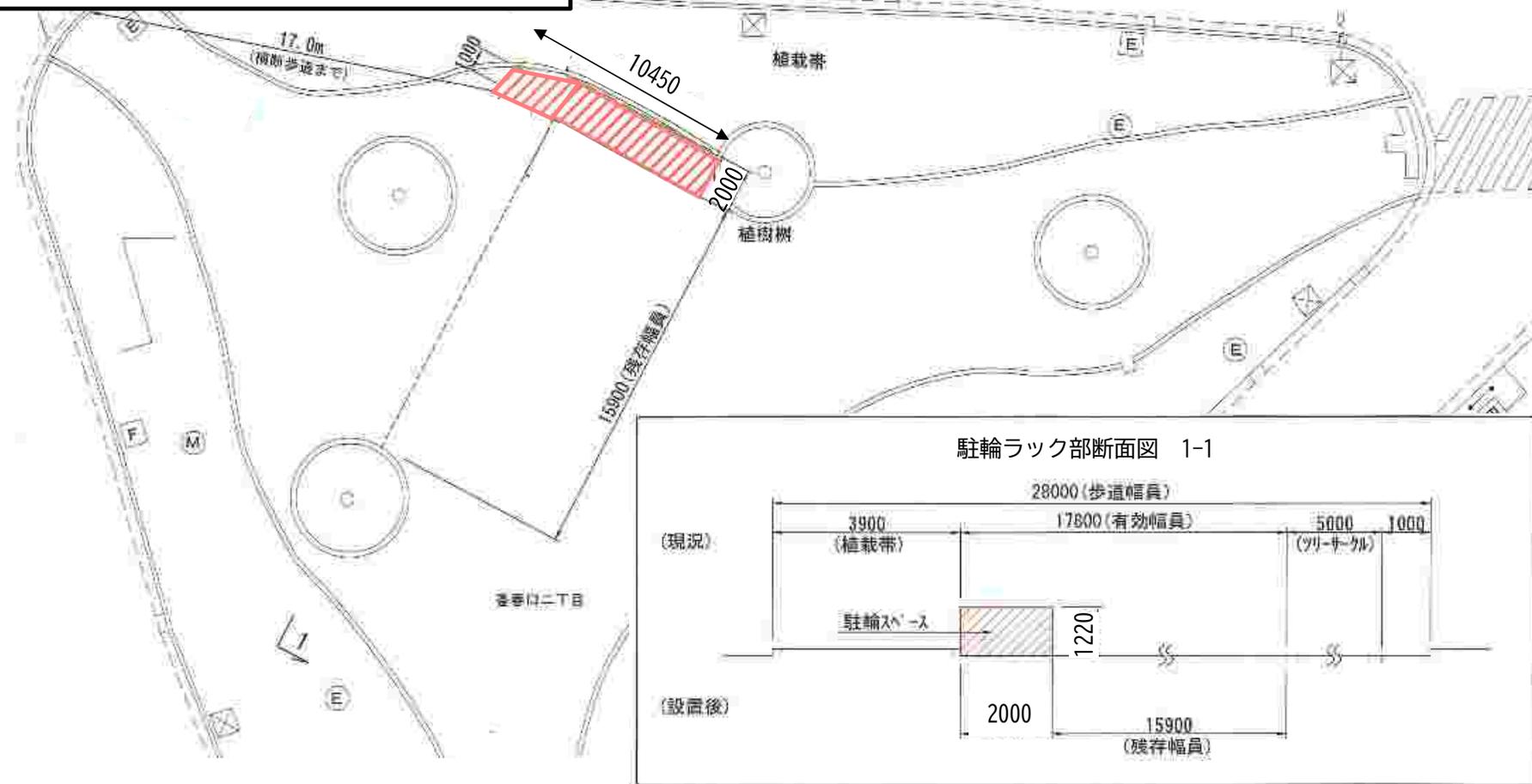
路線名: 市道江南町1号線 (歩道部1箇所)

小倉北区江南町1番

<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (20.90㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
 事業番号1-⑩

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

⑩三萩野 【継続】

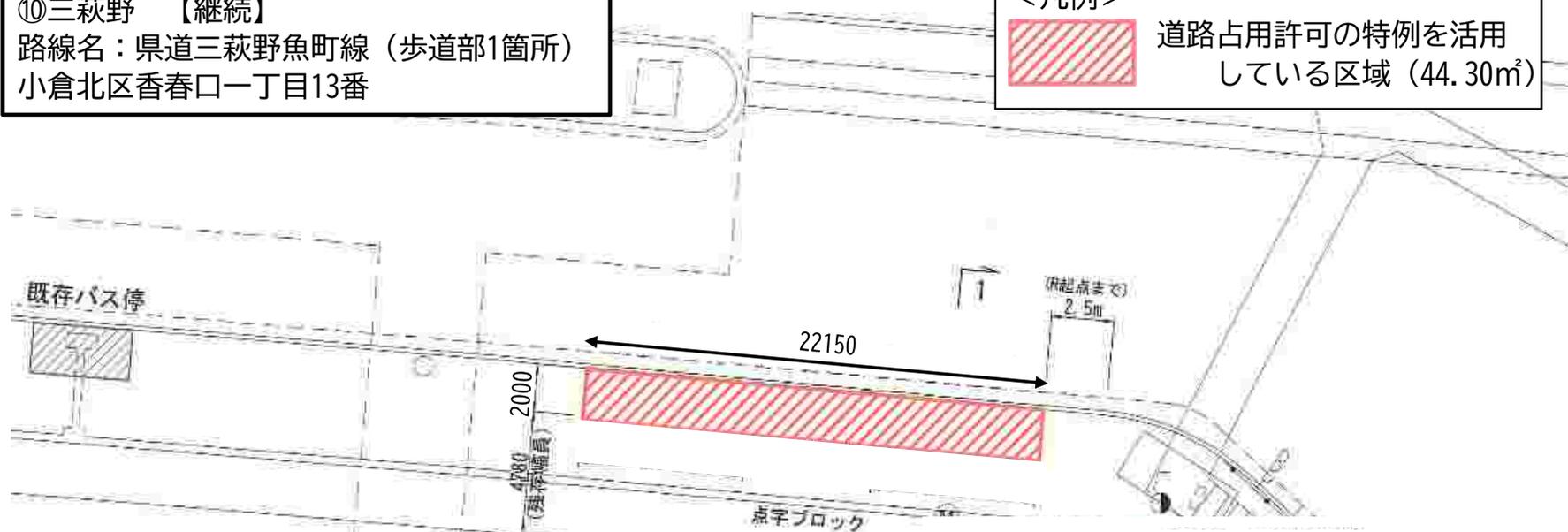
路線名: 県道三萩野魚町線 (歩道部1箇所)

小倉北区香春口一丁目13番

<凡例>

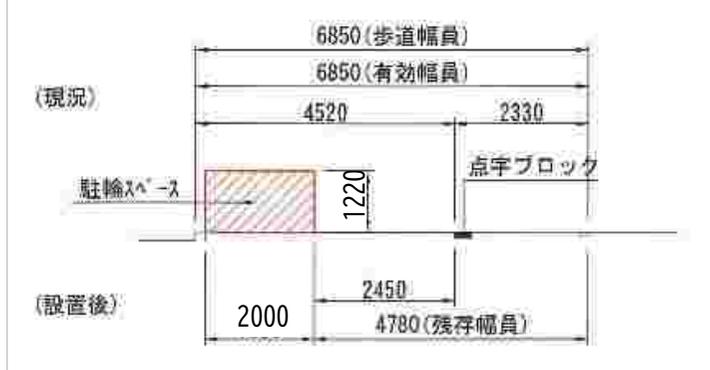


道路占用許可の特例を活用している区域 (44.30㎡)



現在の状況

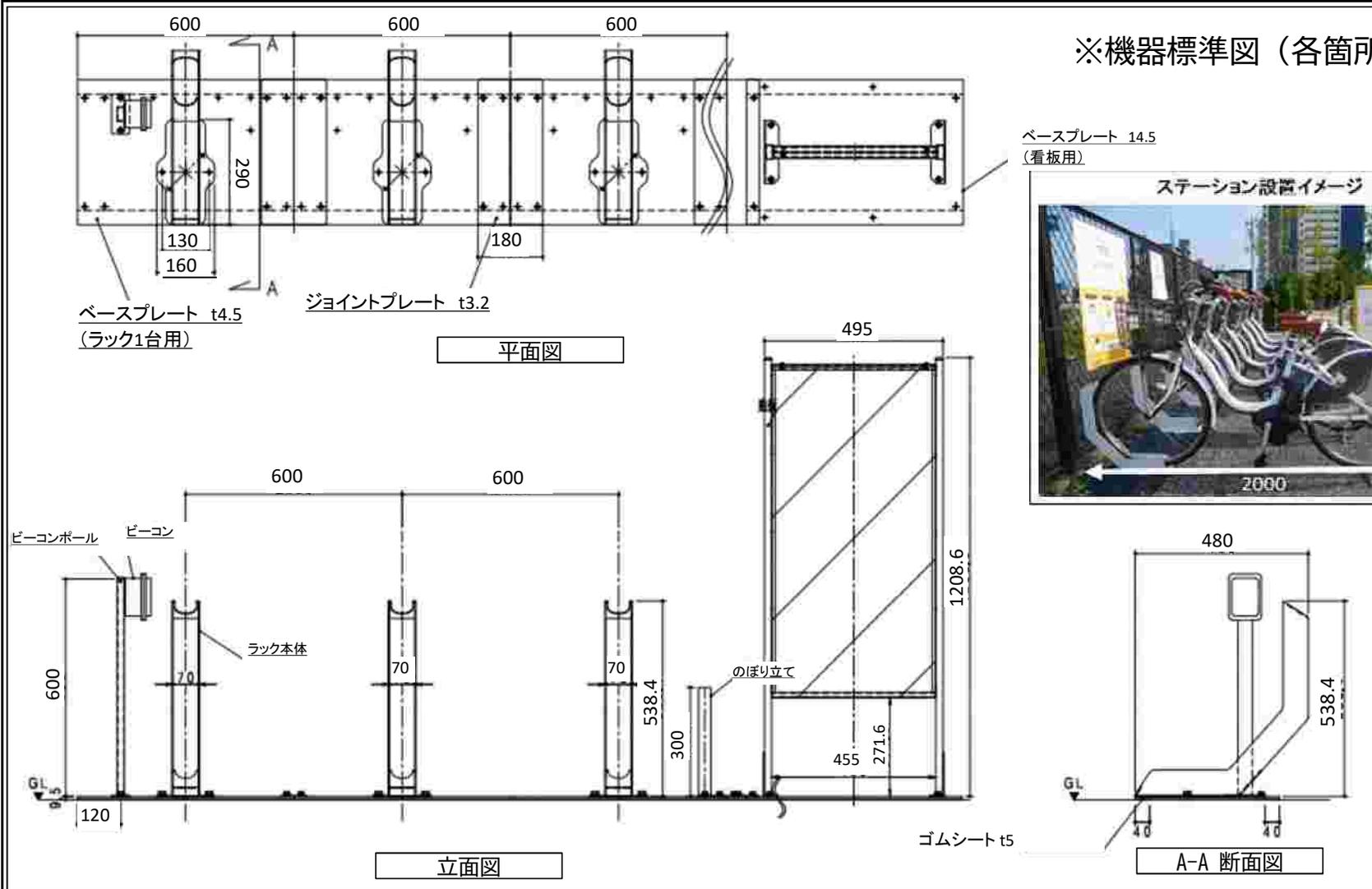
駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
 事業番号1-①~⑩

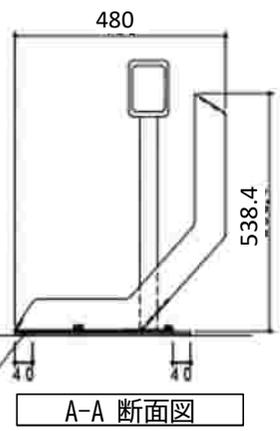
制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



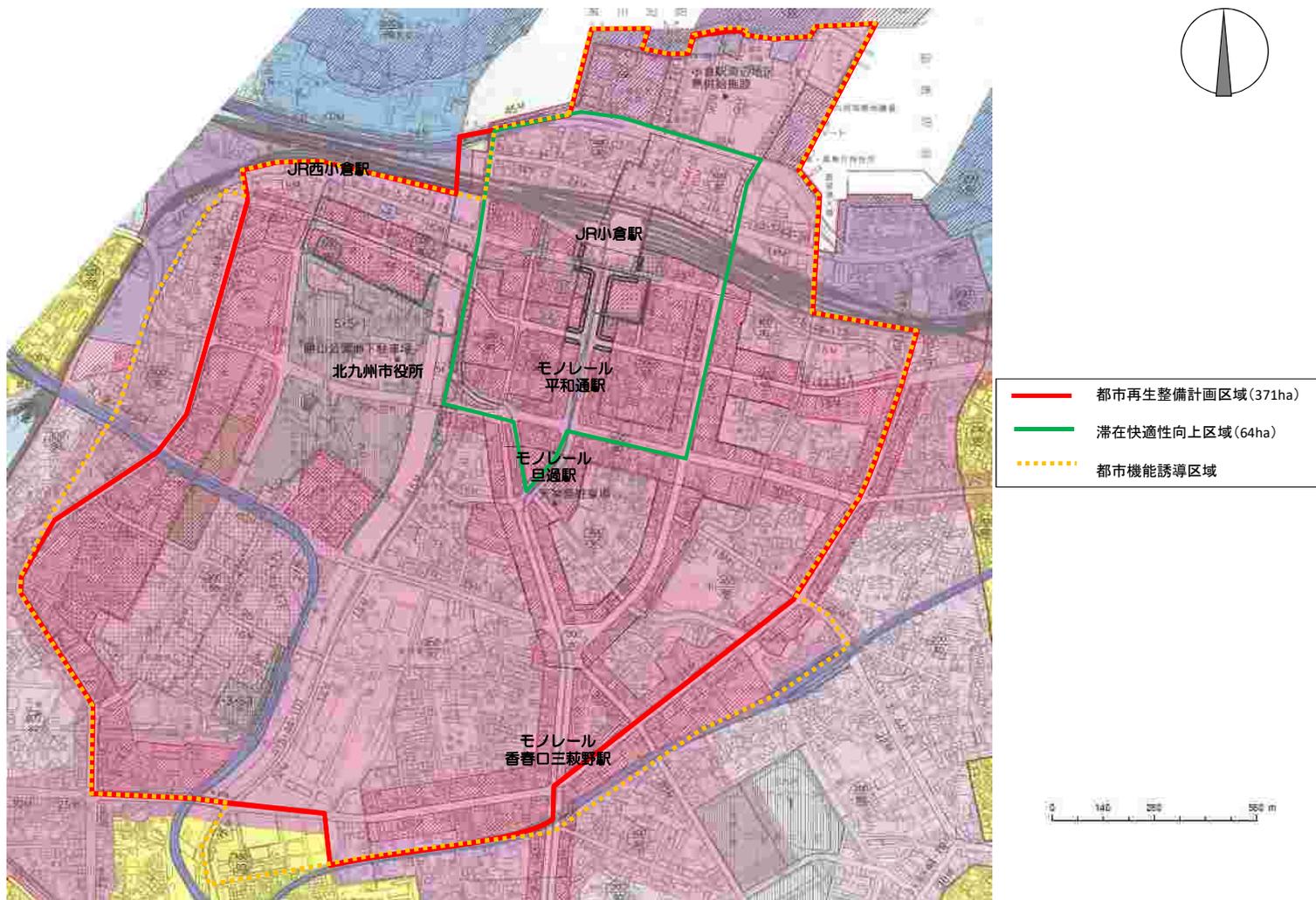
※機器標準図 (各箇所共通)

ベースプレート 14.5
(看板用)



<p>小倉都心地区(福岡県北九州市)</p>	<p>面積 371 ha</p>	<p>区域 浅野1~3丁目、魚町1~4丁目、江南町、大手町、鍛冶町1~2丁目、金田1丁目、香春口1~2丁目、木町1丁目、京町1~4丁目、黄金1丁目、許斐町、米町1丁目、紺屋町、塚町1~2丁目、城内、昭和町、白銀1丁目、砂津1~3丁目、船頭町、船場町、大門1~2丁目、田町、中島1丁目、中津口1~2丁目、長浜町、馬借1~3丁目、原町二丁目、古船場町、室町1~3丁目、吉野町</p>
------------------------	----------------------	---

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



小倉都心地区(福岡県北九州市) 整備方針概要図

目標	北九州200万人都市圏の中核に相応しい高次な都市機能の集積等による魅力的な拠点の形成と、世界の環境首都として誇れる質の高い都市環境の形成	代表的な指標	商店街エリアを中心とした歩行者通行量 (人/日)	153,500 (平成29年度)	→	159,400 (令和5年度)
			小倉都心部における観光客数 (万人/年)	583.3 (平成29年度)	→	601.3 (令和5年度)
			小倉都心部の人口 (人)	34,392 (平成29年度)	→	37,392 (令和5年度)

